

# 第4章

## 経営・労働安全衛生関連

### 各種情報 & リーフレット

- 5月11日：4-8 p 追加
- 5月1日：9-16 p 追加
- 4月28日：初版

福岡県歯科保険医協会

感染対策委員会

新型コロナウイルス感染症

歯科医院対策セット

福岡県歯科保険医協会  
感染対策委員会

2020. 8. 17

第1章 (4-50p)  
新型コロナウイルス感染症  
最新知見

第2章 (4-12p)  
外来診療・訪問診療における  
Q&A

第3章 (4-41p)  
院内外掲示物・配布物  
対策グッズ作成マニュアル

第4章 (4-37p)  
経営・労働安全衛生関連  
各種情報 & リーフレット

第5章 (4-19p)  
多角的視点からみる  
新型コロナウイルス感染症

※ 2020. 8. 17 現在までの情報を元に作成しております

NEW! 5月11日

福岡県 福岡市 新型コロナウイルス対策支援策一覧

オール福岡の視点から福岡県政を考える（ホームページ）

福岡県議会議員 原中 まさし氏

福岡県議会 副議長

厚生労働環境委員会委員長

(4-8p)

- 福岡県議会副議長である原中まさし氏より、新型コロナウイルス対策支援以下の資料を頂いております
  - なお、**福岡県福岡市版の支援策**となります（現在、北九州市等は適用外）
  - 「対象」「給付額」「条件」等は、あくまでも目安となります
  - 「5月7日現在」の情報です。「対象」「給付額」「条件」等は変化する可能性があります
  - 個別の詳細な状況により、対象外・給付額変更・条件変更・適用外等になる可能性があります
  - 以上を踏まえた上、詳細につきましては各自、申請時にお尋ね下さい
- 
- ① (5p) : 「新型コロナウイルス感染症」防止対策一覧 [個人向け] (福岡県・福岡市版)
  - ② (6p) : 「新型コロナウイルス感染症」防止対策一覧 [事業主向け] (福岡県・福岡市版)
  - ③ (7p) : 「新型コロナウイルス感染症」で経営に大きな影響が出ている事業者の皆様へ!
  - ④ (8p) : 「国の『持続化給付金』」「『福岡県持続化緊急支援金』」

# 「新型コロナウイルス感染症」防止対策一覧(福岡県・福岡市版)

2020年5月7日現在



## 個人向け

<b>給付</b> (もらえる)	すべての方へ向け	<b>特別定額給付金</b>	<b>一律1人10万円を給付</b> <small>※住民基本台帳に記載(4月27日時点)されているすべての個人                      ※DV被害者への数割措置もあります</small>	福岡市特別定額給付金相談ダイヤル 9:00-17:00 (土日祝含む) 092-711-4301
	子育て世帯向け	子育て世帯臨時特別給付金	児童手当受給者に対して、子ども1人当たり <b>1万円</b> を給付 <small>※手続きは不要 ※所得制限あり</small>	中央区保健福祉センター-子育て支援課 092-718-1106
	住居の確保をしたい(主に失業者向け) 家計が急変して学費が払えない	住居確保給付金 日本学生支援機構 家計急変 給付奨学金	対象：離職・自営業の廃業等で住宅を失う恐れのある人など 支給額：家賃相当額 2人世帯：上限 43,800円 / 3~5人世帯：上限 47,000円 <small>※6人世帯以上は窓口にお問合わせください</small> 支払期間：原則3か月(一定要件を満たせば最長9ヶ月まで可能) 対象：大学・短大・高等・専修学校 支給額：月額 5,900円 ~ 75,800円 家計急変発生から3ヶ月以内の申込 学業成績・家計基準等で別途要件あり	福岡市生活自立支援センター 9:00-17:00 (土日祝除く) 0120-17-3456/092-732-1188 ○各在籍校の奨学金窓口 ○日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00 (土日祝除く) 0570-666-301
	生活の立て直しが必要(主に失業者向け) 一時的に資金が必要(主に休業者向け)	総合支援資金 緊急小口資金	単身世帯：月15万円以内 複数世帯：月20万円以内 ※償還免除あり 据置期間：1年以内 償還期限：10年以内 貸付期限：原則3ヶ月以内 10万円以内(ただし特に必要と認められた場合は20万円以内) ※償還免除あり 据置期間：1年以内 償還期限：2年以内	福岡市社会福祉協議会 9:00-17:00 (土日祝除く) 092-791-7266
<b>貸付</b> (かぶる)	税金が支払えない	税の徴収猶予「特例制度」	対象：納税者・特別徴収義務者：2020年2月以降、事業等に係る収入が前年同期比20%以上減少 個人住民税・法人税・固定資産税等すべての税目が対象	中央区役所 納税課 092-718-1028
	公営住宅の家賃が払えない	公営住宅家賃減免・猶予制度	対象者：新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や離職等により収入が著しく減少した者 減免額：世帯・収入の状況に応じて審査のうえ決定 ※県営住宅は別途窓口にお問合わせください。	福岡市住宅供給公社 092-271-2562 福岡県住宅供給公社 092-713-1683
	国民健康保険の支払いが難しい	国民健康保険軽減・減免措置	軽減：会社都合退職 やむを得ない自己都合退職者で雇用保険受給資格者証取得者 減免：新型コロナウイルス感染症により生計維持者が死亡等の世帯など 前年の給与所得を30/100として計算	中央区役所 保険年金課保険係 092-718-1124
	家計が急変して奨学金返済ができない	日本学生支援機構 奨学金返還期限猶予	収入期間：1年毎に申請 通算10年まで 収入条件：直近3か月の給与明細等を元に計算 ※ほかにも減額返済制度等もあり。詳細は機構へ	日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00 (土日祝除く) 0570-666-301

●そのほかにも、公共料金、電話料金、住宅ローンなどについては、支払期限延長など個別の対応をしています。公共料金については、国からも支払猶予について柔軟な対応を要請しています。  
 ●休暇、休業、解雇等の労働に対する相談は、「新型コロナウイルス感染症 特別労働相談窓口(福岡県各地区労働者支援事務所) 8:30~17:15(土日祝除く) 092-735-6149



**福岡県議会副議長**  
 はらなかまさし  
**原中誠志**  
 〒810-0044  
 福岡市中央区六本松3-11-33-102  
 T)092-406-9390 F)092-406-9391  
 Meil) info@haranaka.jp  
 URL) https://haranaka.jp/

**福岡県議会 民主政クラブ県議団**  
 〒812-8577福岡市博多区東公園7-7  
 T)092-643-3804 F)092-622-6203

原まさしホームページ

影響を受ける事業者の皆様にお届けします

関する情報をお届けします



LINE 公式アカウント  
 「経済産業省  
 新型コロナウイルス  
 事業者サポート」  
 LINE ID : @meti\_chusho



経済産業省  
 Ministry of Economy, Trade and Industry

**「新型コロナウイルス感染症」対策**  
**【福岡県ポータルページ】**  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>



福岡「新型コロナウイルス感染症」  
 対策パナソナルサポート

LINE公式アカウント  
 友だち追加

# 「新型コロナウイルス感染症」防止対策一覧(福岡県・福岡市版)

2020年5月7日現在



## 事業主向け

指針	給付(もらえる)
売上が50%以上減少した場合	<b>持続化給付金</b>
売上が30%以上50%未満減少した場合	<b>福岡県持続化緊急支援金</b>
雇用の維持を図るための休業手当に 対して補償	<b>雇用調整助成金(新型コロナウイルス特別措置)</b>
学校等休業による補償(雇用労働者向け フリーランス向け)	<b>小学校休業等対応助成金・支援金</b>
新たな取組を始める事業主への支援	<b>新たな経営改革の取組支援</b>
テレワークを実施する企業を支援	<b>テレワークの導入支援</b>
休業・時短の協力店舗への家賃を支援	<b>休業・時短の協力店舗への家賃支援</b>
休業要請対象外施設への支援	<b>休業要請対象外施設への支援</b>
医療機関及び医療関係者を支援	<b>医療機関及び医療関係者への特別給付金</b>
介護・保育関係職員への支援	<b>介護・保育関係職員への特別給付金</b>

指針	貸付(かえる)
資金繰りのため 融資を受けたい	<b>新型コロナウイルス感染症特別貸付</b>
	<b>新型コロナウイルス対策マル経融資</b>
	<b>セーフティネット保証(4号・5号) 危機関連保証</b>
	<b>福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」</b>
	<b>福岡県制度融資「緊急経済対策資金」</b>

● 中小企業・小規模事業者の経営や資金繰りなどに関するご相談は9:00～17:00 福岡県フリーダイヤル経営相談窓口 0120-567-179

【福岡県議会議員 原中まさし事務所】〒810-0044 福岡市中央区六本松3-11-33-102  
TEL092-406-9391 FAX092-406-9390 info@naranakaka.jp

# 「新型コロナウイルス感染症」で経営に大きな影響が出ている事業者の皆様へ！

く『福岡県の持続化緊急支援金』並びに『国の持続化給付金』をご活用ください

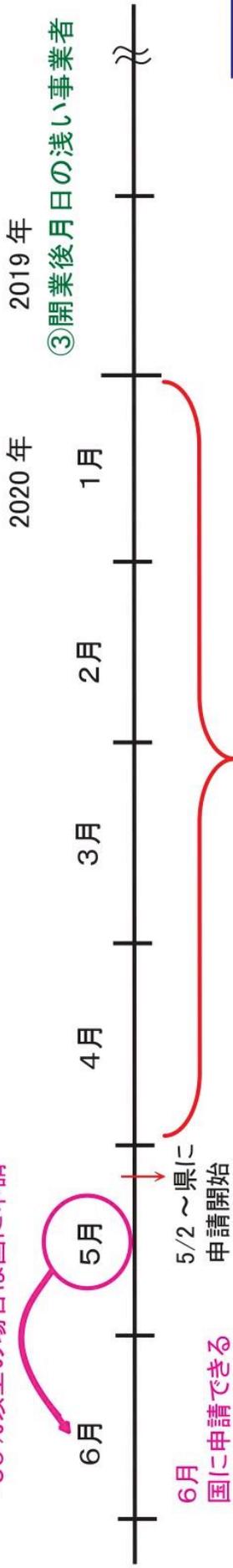
【申し込みページ： <https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/s/RegisterEmail>】

福岡県は、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、経営的に大きな影響を受けている事業者の皆様に対し、事業の継続を下支えし、再起の糧として頂くため、事業全般に広くお使い頂ける支援金を給付致します。

支援金には、①『福岡県の持続化緊急支援金』と、②『国の持続化給付金』の二つがあります。対象となる事業者の皆様には、どちらの制度もご利用になれる可能性※があります。是非、内容を吟味の上、ご活用ください。

(※制度上、福岡県に申請した後でも、申請要件に合致すれば国にも申請は可能です。ただし、国へ申請した場合は、県には申請できません。)

②5月以降の営業収入が対前年比で  
-50%以上の場合は国に申請



①本年1月～4月までの営業期間中、対前年と比較してひと月でも-30%～-49%の月があれば、福岡県に『持続化緊急支援金』が申請できます。

※ただし、ひと月でも-50%を超える月があれば福岡県には申請できません。その場合は、『国の持続化給付金』を申請して頂くようになります。

### 【売上減少分の計算方法】

対象期間中、ひと月の売上が前年同月比-30%以上、-50%未満となる任意の月（以下「対象月」）の属する事業年度の直前の事業年度。または、2019年の総売上ー（対象月の売上）×12ヶ月

【申請期間】  
5月2日～「緊急事態宣言」解除宣言がなされた日の属する月の翌月末（最長2021年1月15日まで）。

### 【法人向けガイダンス】

[https://kinkyushienkinprefukuoka.force.com/resource/Kinkyushienkin\\_Guideline\\_Hohjin?](https://kinkyushienkinprefukuoka.force.com/resource/Kinkyushienkin_Guideline_Hohjin?)

### 【個人向けガイダンス】

[https://kinkyushienkinprefukuoka.force.com/resource/Kinkyushienkin\\_Guideline\\_Kojin?](https://kinkyushienkinprefukuoka.force.com/resource/Kinkyushienkin_Guideline_Kojin?)

### ③開業して月日が浅い事業者

1. 『福岡県持続化緊急支援金』の申請ができる方は、個人・法人ともに、2019年12月31日までに開業している方が対象となります（※県内に事業所を有する方）。

2. 申請には通帳の写しや開業を証明する書類等が必要です。詳しくは左記のガイダンスを参照。

3. 2019年の開業した月から、2019年末までの総売上を開業月数で割ります①。

4. 上記①の数字を12倍したものを基準②とします。

5. 今年1～4月の売り上げの中で最も落ち込んでいる月を選び、それを12倍します③。

②と③を比較します。②と比べ、③の売上の減少幅が-30%～-49%であれば県の制度が利用できます。※ただし、今年1～4月の売り上げの中で-50%以上の落ち込みがある月が一度でもあれば、『福岡県持続化緊急支援金』は申請できず、『国の持続化給付金』を申請することになります。

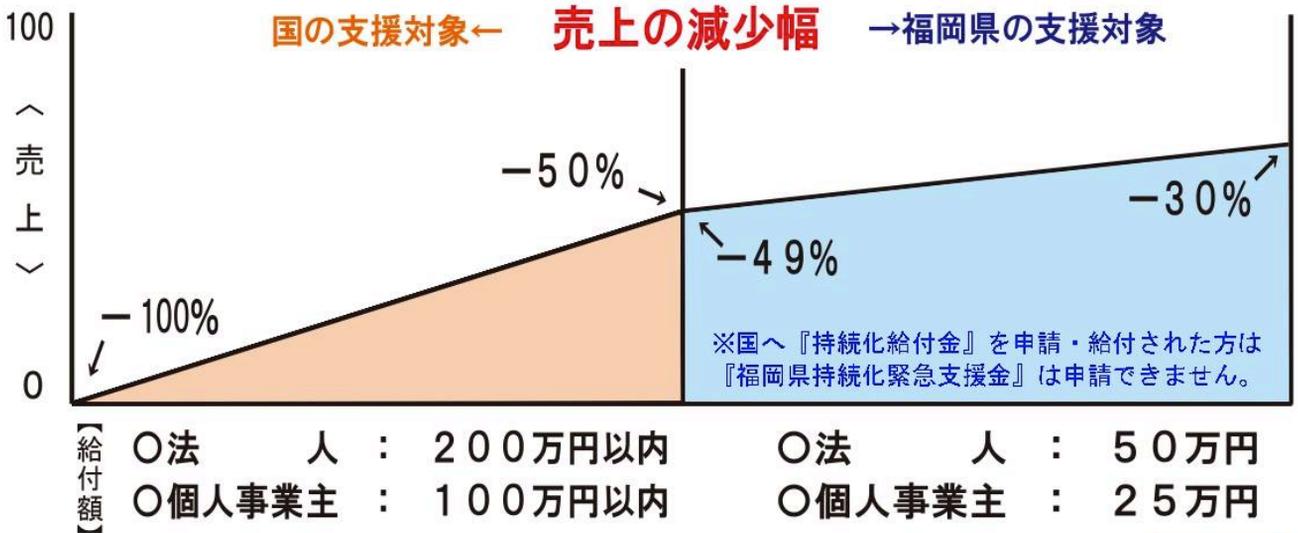
福岡県議会議員  
原中 まさし

〒810-0044  
福岡県中央区六本松3-11-33-102  
092-406-9390 092-406-9391  
mail) info@haranaka.jp

## ○国の『持続化給付金』

## ○『福岡県持続化緊急支援金』

※2020年1月～4月の売上を前年同月と比較し、ひと月でも下記の要件に該当すれば対象です。



## ○国の『持続化給付金』申請手続き

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧として頂くため、事業全般に広く使える給付金を給付します。  
○給付金の給付額：法人は200万円以内。 個人事業主は100万円以内。

## ○福岡県『持続化緊急支援金』の申請手続

【申し込みページ】

<https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/s/RegisterEmail>

【法人向けガイダンス】

[https://kinkyushienkinpreffukuoka.force.com/resource/Kinkyushienkin\\_Guidline\\_Hohjin?](https://kinkyushienkinpreffukuoka.force.com/resource/Kinkyushienkin_Guidline_Hohjin?)

【個人向けガイダンス】

[https://kinkyushienkinpreffukuoka.force.com/resource/Kinkyushienkin\\_Guidline\\_Kojin?](https://kinkyushienkinpreffukuoka.force.com/resource/Kinkyushienkin_Guidline_Kojin?)

『福岡県持続化緊急支援金』を申請する場合、必ず「税務署の受付印」が必要となります。合わせて、県への申請は電子申請のみとなっております（受付窓口はなし）。

「福岡県持続化緊急支援金」の給付を受けた後、5月以降に売上がマイナスを超えた場合、国の『持続化給付金』を改めて申請することもできます。

## ○福岡市の独自支援策

（福岡市の支援策は1.支援策一覧も参照下さい）

福岡市は政府の『緊急事態宣言』延長を受け、家賃支援、休業対象外施設への支援、デリバリー利用促進支援、文化・エンターテインメント活動支援など、独自の追加支援策を公表しました。

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19\\_fk2.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_fk2.html)

## ○国の「新型コロナウイルス感染症」対策支援制度のまとめ

<https://kurashi.yahoo.co.jp/supports/covid19/?type=biz#t234>

補助金や助成金、融資などの支援制度についてのまとめです。「個人向け」、「個人事業者・企業向け」となっており、給付金、助成金、融資制度などがまとめて案内されています。

新型コロナウイルス対策支援情報 資金繰り対策のご提案

福岡県歯科保険医協会  
顧問税理士 野中和博  
(9-11p)

他の医院では、健診等の予約がキャンセルされ、自費がキャンセルされ、スタッフを守るために休診を実施されているところも増えてきました。コロナ禍の先行きは誰にも分らないのですが、この半年で終息するはずもなく1年以上は影響が残ると言われています。

仮に一部休診の影響で医業収入が3割減ったら、3割の粗利が減り、利益も生活費も同額減ります。もちろん、借入の申込をしてもいくらかの減額はあるかもしれませんが、今のうちに、日本政策金融公庫へ年間固定費金額の半年分の借入の検討をお勧めします。

借入期間10年、据置期間1年が良いと思います。もし、コロナの影響で今年1000万円借りて使った時には、金利1.36%返済期間9年の毎月の返済額は、毎月104,000円程になります。3年経って、何も影響がなければその時に一括返済される事も可能です。金利負担実質0%なら何の負担もありません。

資金の準備があれば、一部休診等の検討もやりやすくなります。是非ともご検討されることをお勧めいたします。

① 日本政策金融公庫等への緊急融資申し込みについて

- 今年の2月・3月・4月のいずれかの単月の対前年・対前前年比の売上金額が5%以上減少していれば、日本政策金融公庫等へ政府の緊急融資・保証を申込むことができます
- 借入金額は、制度的には6000万円が限度になっていますが、実際の目安は、6か月分の固定費相当金額です
- 返済期間は、制度的には運転資金は最長15年となっていますが、実際は返済期間10年が借入可能な目安です
- 据置期間は制度的には、最長5年となっていますが、1年が目安です
- 貸付利率は、当初3年間で0.46%、それ以降が1.36%です
- 売上金額が20%以上減収なら利子補給もあり実質無利子も可能
- 借入申し込みをした後1週間ほどで面接・融資額決定があり、融資実行までには3~4週間程度を有します

※ 借入に必要な資料

- 借入申込書
- 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書
  - ・個人・・・ 前期の確定申告書の写し(決算書を含む)  
 ご商売の概要・代表者の運転免許証・許認可証の写し(新規申し込みの場合)
  - ・法人・・・ 前期の確定申告書及び決算書の写し(勘定科目明細書を含む)  
 法人の登記簿謄本・ご商売の概要・代表者の運転免許証・許認可証の写し(新規申し込みの場合)

※ 商工中金でも、同様の条件で新型コロナウイルス感染症特別貸付があります。貸出限度20億円以内です

## ② 独立行政法人 福祉医療機構への無担保・無利子 長期運転資金について

- 今年 2 月・3 月・4 月のいずれかの単月の対前年比の売上金額が5%以上減少していれば、独立行政法人福祉医療機構への無担保無利子での長期運転資金を申込みことができます
- 借入金額は、病院 3億円、診療所 4000万円が限度
- 返済期間は、最長10年
- 据置期間は、最長5年
- 貸付利率は、当初5年間 1億円まで無利子、1億円超は 0.2%  
6 年目以降 0.2%

## ③ 金融機関への借入申し込みについて

- 対前年比の売上金額が 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれば、セーフティネット4号の認定を受けられます
- 対前年比の売上金額が 15%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 15%以上減少することが見込まれば、機器関連保証制度の認定が受けられます
- 対前年比の売上金額が 5%以上減少していれば、セーフティネット 5 号の認定を受けられます
- 認定後は、金融機関の個別の融資判断により条件が決まります  
※ 詳しくは、取引金融機関の担当者にお問い合わせください

## ④ 持続化給付金

- 給付額(上限)  
法人:200万円、個人事業者:100万円  
ただし、前年からの売上の減少分(下記算式)が上限となります  
「売上減少額=直前期の売上-前期同月比50%以上マイナス月の売上×12」
- 給付対象者の主な条件
  - 1 : 2020 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月(対象月)が存在する事業者が支給対象となります。  
「対象月」は、2020 年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます
  - 2 : 以下に掲げるいずれかに該当しないこと  
(国、公共法人、「性風俗関連特殊営業」および当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織若しくは団体)
  - 3 : 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません
- 相談ダイヤル：中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183(平日・休日 9:00~19:00)

## ⑤ 雇用調整助成金の受給

- 対前年比の売上金額が5%以上減少している事業主が対象です
- 休業について労使協定を締結し労働局へ届け出と、休業等計画届を 6 月 30日までに提出する必要があります  
仮に一部休業実施 20万円の社員の労働時間が 2 割になると、
  - ・通常の給与 40,000 円
  - ・休業手当 96,000 円(16 万×6 割)
  - ・合計 136,000 円は、会社が支払う
- 休業期間経過後、休業手当の 9 割(8 割)(上限 8,330 円/日)の助成金の申請が出来ます

## ⑥ 国税・地方税・社会保険料等の納付猶予

- 新型コロナウイルスにより利益の著しい減少等一定の条件に該当した場合に、所得税・法人税・消費税・源泉所得税等の国税、住民税・固定資産税等の地方税・社会保険料の1年間の納付猶予を受けることが出来ます。また、猶予期間中の延滞税等が軽減又は免除されます

## ⑦ 電気・ガス・水道・電話等の公共料金の納付猶予

- 電気・ガス・水道・電話等の公共料金の納付猶予もありますが、福岡の場合、九電・西部ガス・福岡市水道事業団・NTTは、社会福祉協議会から「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けている個人世帯にのみ納付猶予をしていますので医院等の事業者への納付猶予はありません

## ⑧ 生命保険会社の生命保険を契約されている方

- 金利ゼロの契約者貸付の特別取扱を実施しています
  - ・大同生命・かんぼ生命・朝日生命・アクサ生命・オリックス生命・住友生命・SONPO ひまわり生命・第一生命・大樹生命・日本生命・富国生命・あいおい生命・その他。
- 生命保険会社により、受付締切日が異なります。最短は5月29日のかんぼ生命ですのでご注意ください。詳細は各生命保険会社までお問い合わせください

## ⑨ 中小企業倒産防止共済制度(倒産防)に加入されている方

- 1：一時貸付金制度
    - ・倒産防の解約手当金の95%を上限として、借り入れできます。
  - 2：共済金の借入制度
    - ・取引先事業者が倒産したことにより売掛金債権等の回収が困難となった場合に、共済金の借入れが受けられます
  - 3：解約手当金
    - ・任意解約の場合には、掛金納付月数に応じた支給率で手当金を受け取れます
- ※ いずれも、申し込みから入金まで2週間程度を要します

## ⑩ 小規模企業共済に加入されている方

- 一般貸付制度(利率1.5%)で、掛金の範囲内で2,000万円を上限に借り入れできます
- 融資条件
  - ・借入額50万円～2,000万円(掛金納付月数に応じて、掛金の7割～9割)
  - ・借入期間：借入額が500万円以下の場合4年、  
：借入額が505万円以上の場合6年(いずれも据置期間1年を含む)
- 利率0%(無利子)
- 返済方法 据置期間1年後、6か月ごとの元金均等割賦償還※1
  - ※1「元金均等割賦償還」とは、返済金額のうち、元金だけが均等になるように返済する方法です。返済が進み元金が減るにつれて支払利子も少なくなります。
- 担保、保証人 不要

NEW! 5月1日

福岡県弁護士会からのお知らせ

新型コロナウイルスに関する事業者・フリーランス・労働者等向け無料電話相談のご案内

福岡県弁護士会ホームページ

2020. 5. 1

(12-13p)

新型コロナウイルスに関する事業者・フリーランス・労働者等向け無料電話相談のご案内

国内における新型コロナウイルスの感染拡大については、いまだに収束の目処が立っておらず、感染防止策などにより、社会に様々な影響が生じています。事業者においてはイベントの中止、資金繰りの悪化、労働者の方においては休業や学校閉鎖による育児と仕事の問題など、様々な法的問題に直面されています。

そこで、当会は事業者（中小企業・個人事業）及び労働者の方を対象に、時間帯を分けて「新型コロナウイルスに関する事業者・労働者等向け無料電話相談」を実施いたします。どうぞお気軽にご相談下さい。

【相談日】

2020年5月28日(木)までの毎週火曜日・木曜日(5月5日(祝)除く。延長の可能性もあります)

- 事業者（フリーランスも含む）向け相談：午前10時～午後1時
- 労働者向け相談：午後1時～午後4時

【相談電話番号】092-753-6364（当日限り）

※ 事業者・フリーランス・労働者側相談ともに電話番号共通

【相談内容】

- 事業者：契約不履行、損害賠償、イベント等の中止、労務関係、下請取引、資金繰り対応等
- 労働者：解雇、休業、賃金不払い等

【相談料】

- 無料（通話料はかかります）

【上記以外の時間帯に相談ご希望の方】

- 事業者（フリーランスも含む）
  - ひまわりほっとダイヤル（面談相談・初回無料）  
<https://www.fben.jp/whats/chuusyokigyousoudan.htm>  
0570-001-240
- 労働者
  - 労働者側の労働相談（無料面談相談）  
<https://www.fben.jp/whats/roudou.html>  
0570-783-552（法律相談センターナビダイヤル）

※ 福岡県弁護士会ホームページより引用させて頂いております

# 新型コロナウイルス感染拡大

## による事業等への影響に関する 事業者・労働者向け法律相談

電話相談・相談料無料

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業者、労働者等が抱える法律問題に対応するため、無料電話相談を実施いたします。お気軽にお電話下さい。

### 【相談内容の例】

事業者：契約不履行、損害賠償、イベント等の中止、労務関係、  
下請取引、資金繰り対応等  
労働者：解雇、休業、賃金不払い等

 **092-753-6364**

(相談日時限り) ※通話料金をご負担ください

相談実施日	事業者向け相談	労働者向け相談
2020年 5月28日 までの毎週 火曜・木曜 (5月5日(祝)除く)	午前10時～ 午後1時	午後1時～ 午後4時

 **福岡県弁護士会**  
FUKUOKA BAR ASSOCIATION

福岡県弁護士会 〒810-0044 福岡市中央区六本松4-2-5 <https://www.fben.jp/>

**NEW! 5月1日**

**事業者向け支援・相談窓口**

**福岡県庁ホームページ**

**2020.5.1**

(14-16p)

**新型コロナウイルス感染症で影響を受ける皆さまへの支援**

- 売上が15～50%以上減少を目安に、各種支援策が公表されております
  - [トップページ](#) >より
    - [健康・福祉・子育て](#) >
    - [感染症対策](#) >
    - [感染症情報](#) >
- 「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまへの支援メニュー」で閲覧可

※ 福岡県庁ホームページより引用させて頂いております

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまへの支援メニュー一覧

福岡県や国の主な支援メニューを掲載しています。この他、市町村においても独自の支援策を実施している場合があります。詳しくは所在の市町村にお尋ねください。

(令和2年5月1日現在)

売上減少率	支援メニュー	番号	対象となる方				制度所管	相談窓口(連絡先TEL) (★は土日・祝日対応の窓口、それ以外は平日9時~17時)
			個人事業者	小規模事業者	中小企業	その他		
▲5% ~	県制度融資における保証料・利子減免 ・セーフティネット保証5号	1	○ 保証料・ 金利ゼロ	○ 保証料1/2補助 (0.85%→0.425%)		県	★フリーダイヤル経営相談窓口 0120-567-179(9時~17時) ★中小企業振興課金融係 092-643-3424(9時~17時)	
	資金繰り 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資 ①新型コロナウイルス感染症特別貸付 ②新型コロナウイルス対策マル経融資(小規模事業者) ③危機対応融資	—	○ 金利ゼロ	○※1 売上要件 ▲15%以上	○※1 売上要件 ▲20%以上	日本政策金融公庫 商工組合中央金庫	日本政策金融公庫 (事業資金相談ダイヤル) 0120-154-505 (★休日電話相談専用ダイヤル 5/2~5/6のみ) ・国民生活事業 0120-112476(9時~17時) ・中小企業事業 0120-327790(9時~17時) 商工中金 (★新型コロナウイルスに関する経営相談窓口) 0120-542-711(9時~17時)	
▲15% ~	県制度融資における保証料・利子減免 ・危機関連保証	1	○ 保証料・金利ゼロ		県	★フリーダイヤル経営相談窓口 0120-567-179(9時~17時) ★中小企業振興課金融係 092-643-3424(9時~17時)		
	資金繰り 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資 ①新型コロナウイルス感染症特別貸付 ②新型コロナウイルス対策マル経融資(小規模事業者) ③危機対応融資	—	○ 金利ゼロ	○※1 売上要件 ▲20%以上	日本政策金融公庫 商工組合中央金庫	日本政策金融公庫 (事業資金相談ダイヤル) 0120-154-505 (★休日電話相談専用ダイヤル 5/2~5/6のみ) ・国民生活事業 0120-112476(9時~17時) ・中小企業事業 0120-327790(9時~17時) 商工中金 (★新型コロナウイルスに関する経営相談窓口) 0120-542-711(9時~17時)		
	経営革新実行支援補助金 飲食店のデリバリーやテイクアウト導入等、新たな取組の チャレンジに対する助成	2		○	県	新事業支援課新分野推進係 092-643-3449		
	中小企業生産性革命支援補助金 ※2							
	中小企業設備導入支援型	3		○	県	中小企業技術振興課技術支援係 092-643-3433		
	小規模事業者販路開拓支援型	4	○		県	中小企業振興課経営支援係 092-643-3425		
	テレワークツール導入支援型	5		○	県	中小企業振興課経営支援係 092-643-3425		
	中小企業・小規模事業者応援補助金 ※3							
	補助金 <商店街振興> 移動スーパーへの参入に対する助成	6		○	県	中小企業振興課地域経済係 092-643-3420		
	<事業承継> 事業承継の課題解決に必要な経費に対する助成	7		○	県	中小企業振興課経営支援係 092-643-3425		
<生産性向上> 生産性向上支援センター利用企業が取組む、生産性向上 に資する設備投資に対する助成	8		○	県	中小企業技術振興課人材育成支援係 092-643-3433			
<製品開発支援> ものづくり中小企業の新製品開発に対する助成	9		○	県	中小企業技術振興課技術支援係 092-643-3433			
<人材確保> 県外のプロフェッショナル人材が副業・兼業で、プロフェッ ショナル人材センター利用の県内中小企業に勤務する際の移 動費に対する助成	10		○	県	中小企業技術振興課人材育成支援係 092-643-3433			
<Ruby> Rubyを活用した革新的な製品の開発に対する助成	11			○	県	新産業振興課IoT推進班 092-483-1225		
<ロボット・システム> ロボット、半導体関連製品開発・実証に対する助成	12			○	県	新産業振興課IoT推進班 092-643-3453		

売上減少率	支援メニュー	番号	対象となる方				制度所管	相談窓口(連絡先TEL) (★は土日・祝日対応の窓口、それ以外は平日9時から17時)	
			個人事業者	小規模事業者	中小企業	その他			
▲15% ~	補助金	<IoT> ・IoTシステムに関連した製品及び実用化に向けた試作品開発に対する助成 ・IoT関連製品の量産化に対する助成	13			○	(公財)福岡県産業・科学技術振興財団	(公財)福岡県産業・科学技術振興財団 092-832-7155	
		<水素> 水素関連製品の開発や実用化に対する助成	14			○	県	新産業振興課水素・成長産業班 092-643-3448	
		<有機EL> ・有機EL分野への参入を目指す企業の製品開発、販路開拓に対する助成 ・県内化学メーカーが有機EL等発光材料のサンプルを合成するための費用に対する助成	15				○	(公財)福岡県産業・科学技術振興財団	(公財)福岡県産業・科学技術振興財団 有機光エレクトロニクス実用化開発センター 092-805-1850
		<医療・福祉> 医療・福祉機器の開発、可能性調査に対する助成	16				○	県	(公財)飯塚研究開発機構 0948-21-1156 (新産業振興課)
		<観光資源の魅力向上> 飲食店等へのサイクルスタンド等整備に対する助成	17				○	県	観光政策課観光地域づくり係 092-643-3446
		<観光資源の魅力向上> インパウンドへの体験プログラム提供に向けた施設改修等に対する助成	18				○	県	観光政策課観光地域づくり係 092-643-3446
	その他	<地場産業の振興> 大川インテリア産業再生に寄与する新事業実施に対する助成	19				○	(一財)大川インテリア振興センター	(一財)大川インテリア振興センター 0944-87-0035
		<受入環境の整備> 宿泊事業者が行う受入対応強化に資する施設改修等に対する助成	20				○	県	観光振興課観光産業係 092-643-3456
		工業技術センター依頼試験手数料・設備使用料全額免除	21				○	県	工業技術センター情報交流課 092-925-5977
		工業技術センター受託研究の企業負担軽減	22				○	県	工業技術センター研究企画課 092-925-5977
資金繰り	経営課題解決のための中小企業診断士等専門家派遣(無料)	23				○	県	中小企業振興課経営支援係 092-643-3425	
	中小企業技術・経営力評価書発行の無償化	24				○	県	新事業支援課新分野推進係 092-643-3449 福岡県ベンチャービジネス支援協議会 092-710-5991 ★フリーダイヤル経営相談窓口 0120-567-179(9時~17時) ★中小企業振興課金融係 092-643-3424(9時~17時)	
	福岡県持続化緊急支援金 [前年同月比で売上が30%以上50%未満減少した事業者]に最大50万円を支援(法人:上限50万円、個人事業者:上限25万円)]	25					県	★福岡県持続化緊急支援金 相談窓口(5月2日~) 0570-094894(9時~17時)	
	持続化給付金 [前年同月比で売上が50%以上減少した事業者]に最大200万円を支援(法人:上限200万円、個人事業者:上限100万円)]	—					国	★中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183(9時~19時)	
補助金	福岡県宿泊事業者緊急支援補助金 ・中小の宿泊事業者が行う感染防止対策や安全対策に関する情報発信に対する助成	26				○ (旅館、ホテル、簡易宿所、民泊)	県	観光振興課観光産業係 092-643-3456	
	新型コロナウイルス感染症治療に繋がる研究開発に対する助成	27				○	県	福岡県バイオ産業拠点推進会議事務局 (瀬久留米リサーチ・パーク) 0942-37-6124 (新産業振興課)	

※1 実質無利子の「特別利子補給制度」の利用には、一定要件を満たす必要があります。詳しくは、日本政策金融公庫・商工中金HP又は各機関の相談窓口にご確認ください。

※2 国の「中小企業生産性革命推進事業」における「ものづくり補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」(特別枠、補助率2/3)を活用する事業者に対し、県補助金を上乗せ(補助率1/12)し、自己負担を1/4にまで軽減します。

※3 既存補助金について、特に厳しい状況にある事業者に対する補助率上乗せにより、自己負担を1/4にまで軽減します。

厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課  
厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課  
厚生労働省労働基準局労働条件政策課

2020.4.13

(17-23p)

● 妊婦の方々や医療従事者も含めた関係者へのご案内

- ・「妊婦中の女性労働者などへの配慮に関する企業向けリーフレット」
- ・「妊娠中の女性労働者が休みやすい環境の整備に資する助成金のリーフレット」
- ・「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策について」
- ・「妊婦の方々向けのリーフレット」

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策

～妊娠中の女性労働者などへの配慮について～



### 感染が妊娠に与える影響

現時点では、新型コロナウイルスについては不明な点が多いですが、一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、妊娠していないときに比べて重症化する可能性があります。さらに、妊娠中の女性労働者は、新型コロナウイルス感染症の感染がひろがる現状の下で、不安をお持ちだと考えられます。

### 職場における配慮

パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く人も含め、妊娠中の女性労働者に配慮いただき、例えば次のような取組の実施をお願いします。

- ① 休みやすい環境の整備
  - ✓ 有給の特別休暇制度の導入など
- ② テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進
- ③ 従業員の感染の予防のための取組 など

※このほか、妊娠中の女性労働者については、事業主は以下の措置などを講じる必要があります。こうした措置などについても引き続き、適切に講じて下さい。

- 母性健康管理措置（男女雇用機会均等法）
  - ✓ 医師などからの指導事項を守るための勤務時間の変更や勤務軽減などの措置（通勤緩和、休憩に関する措置、妊娠中の症状などに対応する措置）
- 妊婦が請求した場合の時間外労働、休日労働、深夜業の制限など（労働基準法）

※高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方は、重症化するリスクが高いと考えられていますので、同様に、休みやすい環境の整備などの取組の実施をお願いします。

- 発熱時の留意点、企業の方が利用可能な制度などについては、裏面を参考にしてください
- なお、このリーフレットは、令和2年4月10日時点の情報や考え方をもとに作成しています。状況に変化があった場合は、随時お知らせします。

👉裏面に続く

## ◆ 発熱などがある場合

■ 発熱、咳などの風邪症状がみられる方には、次のような対応をしてください。

- ✓ 出勤免除の実施やテレワークの指示、外出自粛の勧奨
- ✓ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が**2日程度**続く場合や、あるいは強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、早めに帰国者・接触者相談センターに相談することを促すこと

## ◆ 企業の方が利用可能な制度など

### <休みやすい環境の整備>

■ 働き方・休み方改善コンサルタント（都道府県労働局雇用環境均等部（室）に配置）

- ✓ 就業規則の定め方など、特別休暇の導入に当たってのご相談を受け付けています。  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000165088.pdf>

■ 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）

- ✓ 新たに特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援する助成金制度です。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html)

■ 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ✓ 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象とした雇用調整助成金については、解雇等を行わない場合の休業手当に対する助成率を最大9/10に引き上げています。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

■ 小学校休業等対応助成金

- ✓ 小学校休業等により子の世話をする保護者に有給の休暇を取得させた企業を支援する助成金制度です。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

### <テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進>

■ 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース等）

- ✓ 新たにテレワークを導入した中小企業事業主などを支援する助成金制度です。（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html)  
(テレワークコース)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/telework\\_10026.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html)

■ 時差通勤・フレックスタイム制

- ✓ 労使の合意で始業、終業時刻を変更できますので、十分に話し合ってください。
- ✓ フレックスタイム制の詳細や導入に関しては以下のURLをご覧ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000476042.pdf>

## ◆ 従業員の感染の予防のための取組

■ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、チェックリストを参考として、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討してください。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617721.pdf>

※ 厚生労働省から労使団体への要請

厚生労働省から労使団体に対して、新型コロナウイルス感染症に関して、妊娠中の女性労働者への配慮がなされるよう、労使で十分に話し合い、安心して休暇を取得できる体制を整えていただくことなどを要請しました。

○令和2年3月31日

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617718.pdf>



○令和2年4月1日

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10656.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10656.html)



※ 新型コロナウイルス感染症に関して、下記に関する企業の方向けのQ&Aをホームページに掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/denque\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/denque_fever_qa_00007.html)

- ・風邪の症状がある方、感染が疑われる方への対応
- ・感染防止に向けた柔軟な働き方（テレワーク、時差通勤）
- ・雇用調整助成金の特例措置
- ・労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）

など



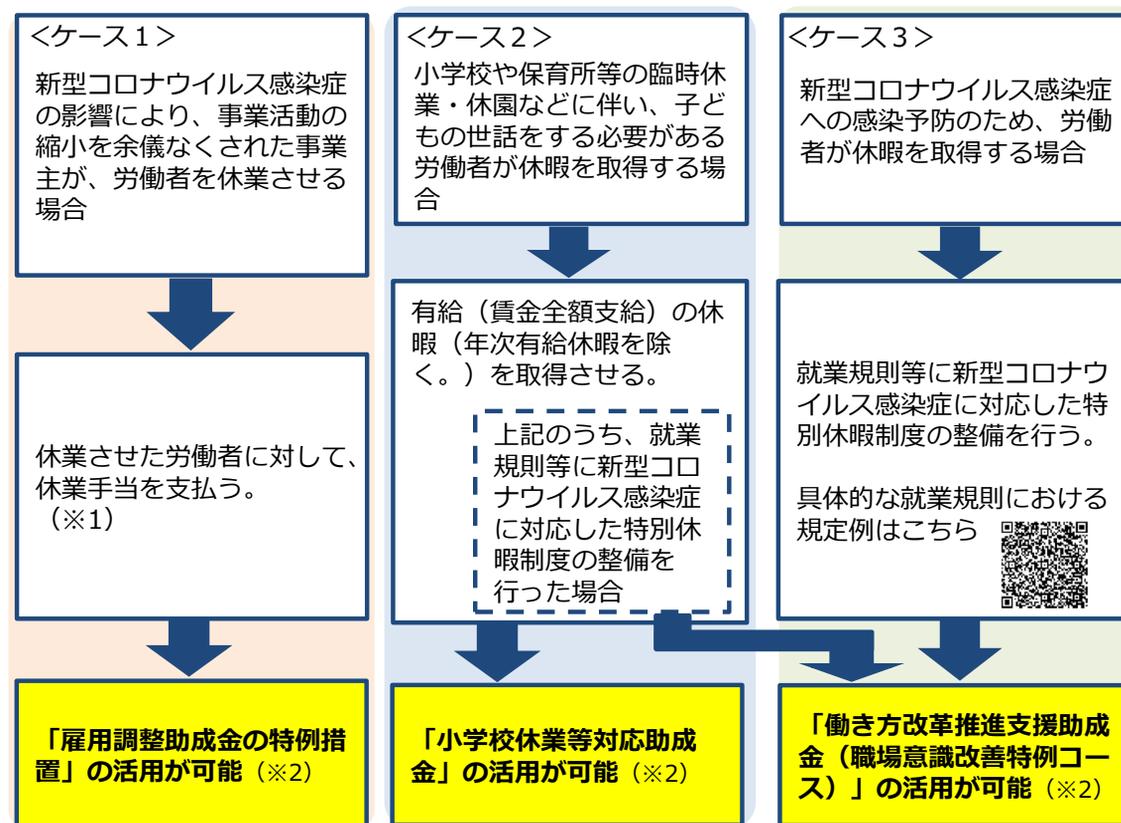
2020年4月10日版

## 妊娠中の女性労働者が休みやすい 環境の整備について配慮をお願いします



現時点では、新型コロナウイルスについては不明な点が多いですが、一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、妊娠していないときに比べて重症化する可能性があります。

パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く人も含め、妊娠中の女性労働者に配慮いただき、以下の助成金を活用する等により「休みやすい環境の整備」をお願いします。



※1 使用者の責に帰すべき事由により休業させる場合は、労働基準法第26条により、休業手当（平均賃金の100分の60以上）の支払いが必要です。

※2 上記助成金の適用の可否や詳細については、裏面のご案内又はお問合せ先まで御確認ください。

### ⚠️ 留意事項 労働者の雇用の維持について

労働者が特別休暇等の申出を行ったこと等を理由とした「解雇（※3）又は雇止め（※4）」は行わないようお願いします。

（※3）「解雇」について、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は無効となることとされています。また、有期労働契約については、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間満了までの間に解雇をすることはできないこととされています。

（※4）有期労働契約の期間満了に伴う「雇止め」については、①過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められる場合、②有期労働契約の契約期間の満了時に、労働者がその有期労働契約が更新されるものと期待することに合理的な理由があると認められる場合に、使用者が雇止めをすることが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないときには、その雇止めは無効となることとされています。



厚生労働省・都道府県労働局

➡️ 裏面に続く

## 雇用調整助成金の特例措置 の助成内容

### 助成金の概要

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する助成金制度です。

### 支給対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

### 特例措置の 主な内容

- ①解雇等を行わない場合の休業手当に対する助成率を最大9/10に引き上げ
- ②雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象
- ③生産指標の要件を緩和
- ④事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑤計画届の事後提出を可能とし提出期間を延長

### お問合せ先

雇用調整助成金に関するコールセンター（0120-60-3999）

### 詳細はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)



## 小学校休業等対応助成金 の助成内容

### 助成金の概要

小学校休業等により子の世話をする保護者に有給の休暇を取得させた企業を支援する助成金制度です。

### 支給対象

令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

### お問合せ先

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター（0120-60-3999）

### 詳細はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)



## 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）の助成内容

### 助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、支給対象となる取り組み費用の一部を助成（助成率3/4など）する助成金制度です。【助成上限額：50万円】

### 支給対象

労働者災害補償保険の適用事業主で、特別休暇の規定の整備を行う中小企業の事業主

### 支給対象の 取組例

- ①就業規則などの作成・変更
  - ②外部専門家によるコンサルティング
  - ③労務管理用機器の導入・更新
  - ④労働能率増進に資する設備の導入・更新  
(パソコン等の購入費用は対象となりません)
- (※ 特別休暇の整備として、必要な手続きの上、事業実施期間中に就業規則が施行されていることが必要となります。)

### お問合せ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部又は雇用環境・均等室

### 詳細はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html)



2020年4月10日版

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策

### ～妊婦の方々へ～



#### 感染が妊娠に与える影響

現時点では、妊娠後期に新型コロナウイルスに感染したとしても、経過や重症度は妊娠していない方と変わらないとされています。胎児のウイルス感染症例が海外で報告されていますが、胎児の異常や死産、流産を起こしやすいという報告はありません。したがって、妊娠中でも過度な心配はいりません。

#### 日頃の感染予防

一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、重症化する可能性があります。人混みを避ける、こまめに手を洗うなど日頃の健康管理を徹底してください。

①密閉空間、②密集場所、③密接場面、という3つの「密」が同時に重なるような場所を避けてください。

#### 働き方

働いている方は、ご自身の体調なども踏まえ、時差通勤やテレワークの活用、休暇の取得などについて、勤務先とご相談ください。

**厚生労働省は、省をあげて、妊婦の方々の  
安心・安全の確保に全力を尽くしてまいります**

妊婦の方への一般的な留意点、妊婦健診、発熱時の留意点などについて、裏面を参考にしてください。また、新型コロナウイルスに関する一般的な情報や、詳しい情報は、厚生労働省や関係学会のホームページをご覧ください。

厚生労働省

「新型コロナウイルスに関するQ&A」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

一般社団法人 日本産婦人科感染症学会

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について 妊娠中ならびに妊娠を希望される方へ（随時更新）」

<http://jsidog.kenkyuukai.jp/information/>

※なお、このリーフレットは、令和2年4月1日時点の情報や考え方をもとに作成しています。状況に変化があった場合は、随時お知らせします。



👉裏面に続く

## ◆ 一般的な注意点

- 手洗いを徹底してください。また、①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なるような場所を避けてください。
- 家庭内に感染疑いのある方がおられる場合は、別室で過ごすなど接触を避けてください。また、タオルや食器の共用は避けてください。

## ◆ 発熱などがある場合

- 妊婦の方で、風邪の症状や37.5度以上の発熱が**2日程度**続く場合、あるいは強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、早めに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

### <妊婦健診の受診について>

- **新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した方、ご家族に感染疑いのある方がおられる場合は、妊婦健診受診前に、かかりつけ産科医療機関に電話でご相談ください。**
- **新型コロナウイルスに感染している可能性がある時は、妊婦健診受診を控えていただき、まずは帰国者・接触者相談センターに電話でご相談いただいた上で、かかりつけ産科医療機関にご相談ください。**

### <分娩について>

- 各都道府県においては、妊婦の方が罹患した場合の周産期医療提供体制の整備など、安心・安全な分娩の実現に努めています。新型コロナウイルスに感染した妊婦の方は、かかりつけ産科医療機関と分娩先などについてご相談ください。

## ◆ 働いている方について

- ご自身の体調なども踏まえ、時差通勤やテレワークの活用、仕事を休む場合の休業手当の支払い等の賃金の取扱いなどについて、勤務先とご相談ください。

※ 厚生労働省から労使団体への要請  
厚生労働省から労使団体に対して、新型コロナウイルス感染症に関して、妊娠中の女性労働者への配慮がなされるよう、労使で十分に話し合い、安心して休暇を取得できる体制を整えていただくことなどを要請しています。

※ 新型コロナウイルス感染症に関して、下記に関する労働者の方向けのQ&Aをホームページに掲載しています。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html)

- ・労働基準法における休業手当・年次有給休暇
- ・感染防止に向けた柔軟な働き方（テレワーク、時差通勤）
- ・保育園が臨時休園になった場合、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援、使用者が休業を認めない場合



2020年4月1日版

厚生労働省医政局歯科保健課

**2020.3.16**

(24-28p)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時的に納付することが困難と認められる場合は、税務署に申請することにより、納税についての猶予制度を適用することが出来る旨が添付文書の通り国税庁より示されております

新型コロナウイルス感染症の影響により

## 納税が困難な方には猶予制度があります

### 税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

#### ○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限（注1）から6か月以内に申請書が提出されていること。

※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

（注1）令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和2年4月16日）が納期限となります。

（注2）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

お気軽にお電話で  
ご相談ください！  
（納期限前から相談できます）

税務署において所定の審査を早期に行います。

#### ○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。  
（裏面をご参照ください。）

 国税庁

猶予制度の詳細はこちら



## 個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

### ○ 個別の事情

ケースによりご用意  
いただく資料が異なります。  
まずはお電話でご相談を！

#### (ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

#### (ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

#### (ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

#### (ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

(注) 申請に必要な書類等については、最寄りの税務署(徴収担当)にご相談ください。

税務署において所定の審査を早期に行います。

### ○ 猶予が認められると・・・

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

(納税の猶予：国税通則法第46条)



令和2年4月



整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

# 〔納税価〕の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地							① 申請年月日	令和 年 月 日	
	電話番号	( )		携帯電話	( )		※税務署整理欄 通信日付印 申請書番号 処理年月日			
	氏名称	印								
法人番号										
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
			・	円	円	円	円	円		
			・			"			"	
			・			"			"	
			・			"			"	
合計			イ	ロ	ハ	ニ	ホ			
②イ～ホの合計		円		③現在納付可能資金額		円		④猶予を受けようとする金額(②-③)		
※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記										
<p>一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細</p> <p style="text-align: center;">猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合)：</p>										
⑤納付計画	年月日	納付金額		年月日	納付金額		年月日	納付金額		
	令和	円		令和	円		令和	円		
	令和	円		令和	円		令和	円		
	令和	円		令和	円		令和	円		
※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記										
猶予期間		令和 年 月 日から		令和 年 月 日まで		月間				
<p>※猶予期間の開始日は、①の申請年月日</p> <p>ただし、納税の猶予申請において、災害等やむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日</p> <p>換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日</p>										
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		担保財産の詳細又は提供できない特別の事情							
税理士署名押印	印									
		(電話番号 - - )								
<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有										
※税務署整理欄										
100万円以下の場合					100万円超の場合					
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書					<input type="checkbox"/> 収支の明細書					
					<input type="checkbox"/> 財産目録					
					<input type="checkbox"/> 担保関係書類					
<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類(納税の猶予の場合)										

## 【猶予申請書の記載方法】

申請・審査に当たり、書類の提出をお願いすることがありますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

**東京 税務署長殿**

**納税換価の猶予申請書**

申請する猶予の種類や該当条項がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

国税通則法第46条第2項第5号(第5号の場合、第4号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	〒×××-×××× 〇〇市△△町×-×-× 電話番号〇〇(△△△)×××× 携帯電話〇〇〇(△△△△)××××			①申請年月日	令和2年4月20日
	氏名称	<b>国税 太郎</b>			通信日付印	
	法人番号				申請番号	
					処理年月日	

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
令和元	申告所得税	2・4・16	250,000	—	要	—	—	(令和元年分)
猶予を受けたい国税を上記例に合わせて記載してください。 ※書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。								
合計			250,000					

②イ～ホの合計    250,000    ③現在納付可能資金額    0    ④猶予を受けようとする金額(②-③)    250,000

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

すぐに納付できる額を記載してください。

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細

新型コロナウイルス感染症の影響により、2月22日頃から予約のキャンセルが相次ぎ、売上が減少し、納税資金を捻出することが困難である。銀行借入(毎月10万円)も返済を猶予してもらっている。

猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合)： 昨年の2月～3月の売上は、月平均600万円だが、今年は、月平均250万円である。

売上が減少している場合は、昨年からの程度減少したか記載していただくと、**早期の審査が可能**です。

年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
令和2.4.30	0円	令和2.8.31	0円	令和2.12.31	10,000円
令和2.5.31	0円	令和2.9.30	10,000円	令和3.1.31	30,000円
令和2.6.30	0円	令和2.10.31	20,000円	令和3.2.28	20,000円
令和2.7.31	0円	令和2.11.30	0円	令和3.3.31	160,000円

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間    令和2年4月20日から令和3年3月31日まで    12月間

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日  
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日換算の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日

猶予期間は**1年以内**です。

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		

担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。  
※ご不明な場合は徴収担当職員にご相談ください。

- ・書き方が分からない場合は、所轄の税務署の徴収担当職員にお尋ねください。
  - ・申請していただいた内容は税務署で審査します。猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
  - ・審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
- その他、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署(徴収担当)にお気軽にご相談ください。

## 雇用調整助成金

### (事業主の方のための雇用関係助成金)

厚労省  
(29-31p)

- 雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。
- 緊急事態宣言を受けて、休業する事業主の方は、雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。

#### 1：対象事業者

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で雇用保険適用事業主

#### 2：要件

- ・ 1カ月の生産指標▲5%など

#### 3：助成率

- ・ 4／5（中小企業）（解雇を行わない場合は9／10）
- ※ 1日1人あたりの助成額単価は8,330円が上限とされています

#### 4：緊急対応期間

- ・ 2020年4月1日から2020年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用
- ※ この期間の雇用調整については生産指標の緩和が認められています

#### 5：申請開始時期

- ・ 4月13日より

#### 6：窓口

- ・ ハローワーク、労働基準監督署

- ※ 上記の通り、申請要件などが大幅に緩和されております。具体的には、3カ月間の生産指標（販売量、売上高等の事業活動を示す指標のこと）が▲10%であった要件が、1カ月▲5%でも可能とされたことなどです

## 雇用の維持を図る事業主を支援します

# 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

### ◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間(賃金締め切り期間)の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

### ◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上(\*)増加していないこと。  
\* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。(計画届とともに協定書の提出が必要)
- 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。

### ◆受給手続き◆(裏面イメージ参照)

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人あたり <u>8,330円</u> が上限です。(令和2年3月1日現在)	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	(1人1日当たり) <b>1,200円</b>	

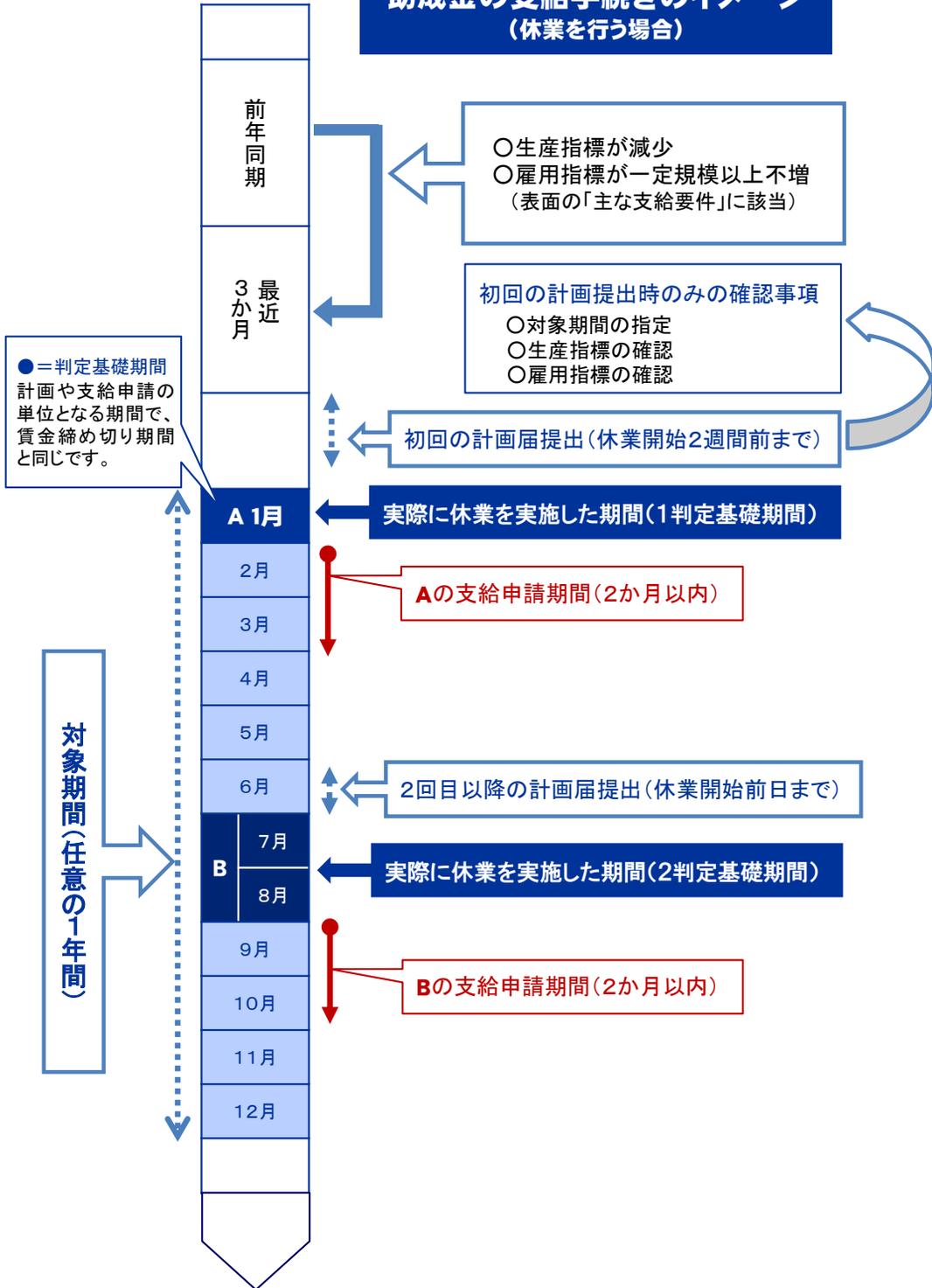
※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020301企01

## 助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

## 小学校休業等対応助成金

### (事業主の方のための雇用関係助成金)

厚労省  
(32-34p)

- 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金(83-85p)
  - 小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業に対する助成金
  - 令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇についても支援を行います
  - 4月以降の休暇に関する助成金の支給要領等、申請受付開始については4月15日(水)に公表
- ※ 助成金及び支援金の対象者については、4月以降分についても、引き続き、業種・職種にかかわらず対象となります
- ※ 4月以降分からは、医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもが対象となることを明記していますが、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は、3月以前分についても対象となります。

#### 1：対象事業者

- ・ 子ども（※①又は※②）の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主
- ※①：新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども  
※②：新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

#### 2：要件

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず労働基準法上の年次有給休暇とは別途有給の休暇を取得させていること

#### 3：支給額

- ・ 休暇中に支払った賃金相当額×10/10
- ※ 支給額は8,330円を日額上限とする

#### 4：適用日

- ・ リーフレットでは、令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇となっているが、上述の通り、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇についても支援

#### 5：申請開始時期

- ・ 4月13日より

#### 6：申請窓口・期間

- ・ 学校等休業助成金・支援金受付センター  
期間：2020年3月18日～6月30日まで

## 新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇**（労働基準法上の年次有給休暇を除く）**を取得させた事業主は助成金の対象となります！**

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

\*詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いいたします。

### 助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。  
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したものと（8,330円を上限とする）

### 申請期間：令和2年9月30日までです。

- \*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。
- \*事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。  
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）

※ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで

（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社などの所在地により以下の4つに分かれます）

- ・ **関東地区**（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）  
〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室
- ・ **東北、関西、四国、中国地区**（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）  
〒105-0014 東京都港区芝2-2 8-8 芝二丁目ビル4階
- ・ **北陸、中部、九州・沖縄地区**（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）  
〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階
- ・ **北海道地区**  
〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援 **検索**



※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。  
また、振込先、口座番号やその他の個人情報をご個人の方に電話などで問い合わせることはありません。  
※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

## ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

### 「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- ・なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

### 「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
  - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

## ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- (ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- (イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
- (ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

## ③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

## ④対象となる有給の休暇の範囲

### 土日・祝日に取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：学校の元々の休日以外の日（※日曜日や春休みなど元々休みの日は対象外）
- ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・元々の休日にかかわらず、令和2年2月27日から同年6月30日までの間は全ての日が対象

### 半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。
- ・なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

### 就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

### 年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。

### 労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払う必要があります。
- ・助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

令和2年4月15日作成

## 持続化給付金

### 経済産業省

(35-37p)

#### 1：対象となる事業者

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者
- ・ 資本金10億円以上の大企業を除き、中堅、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を対象予定
- ・ 医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象予定

#### 2：給付金額の計算方法売上の期間等

- ・ 給付額は、原則、法人：200万円、個人事業者等：100万円  
ただし、前年からの売上の減少分（計算式は以下のとおり）を超えないものとする
  - ・ 減少分＝（前年の総売上（事業収入））－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）
- ※ 上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討
- ※ 2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただく

#### 3：申請の方法

- ・ 迅速に給付を行うため、電子申請を用いる予定
  - ・ ただし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で、完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口を順次設置
- ※ 申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

#### 4：問い合わせ先

- ・ 中小企業 金融・給付金相談窓口（0570-783183）

# 持続化給付金

## に関するお知らせ

### 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

### 給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

#### ■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

### 支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

### 相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

**0570-783183**（平日・休日9:00～17:00）

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

# よくあるお問合せ



**前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？**

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただきます。



**申請・給付はいつから始まりますか？**

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。

電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。

※申請者の銀行口座に振り込み



**申請に必要な情報を教えてください。**

住所や口座番号<sup>(注)</sup>に加え、以下をご用意ください。

(注) 通帳の写し(法人：法人名義、個人事業主：個人名義)で確認します。

## 法人の方

- ① 法人番号、② 2019年の確定申告書類の控え、
- ③ 減収月の事業収入額を示した帳簿等

## 個人事業主の方

- ① 本人確認書類、② 2019年の確定申告書類の控え、
- ③ 減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。

※今後、変更・追加の可能性があります。



**申請方法を教えてください。**

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で完全予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う窓口を順次設置します。 ※申請にあたり、GBizIDを取得する必要はありません。

**その他、申請に必要な事項の詳細等については、4月最終週を目途に確定・公表しますので今しばらくお待ち下さい。**